

○南相馬市ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用者費用助成金交付要綱

平成28年3月24日告示第58号

南相馬市ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用者費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ひとり親家庭の親又は養育者（以下「ひとり親家庭」という。）の仕事と育児の両立と子どもの健やかな育ちを支援するため、南相馬市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成20年南相馬市告示第126号）に基づき、育児の援助を受けたい者（以下「おねがい会員」という。）が育児の援助を行いたい者（以下「まかせて会員」という。）に対し支払った費用の助成に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の対象となる者は、本市に住所を有するおねがい会員のうち、次のいずれかに該当するもので、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者又は同様の所得水準にある者とする。

(1) ひとり親家庭

(2) 父又は母が母又は父の申し立てにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けている児童を監護するひとり親

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次条第2項の規定による認定を受けた日の翌日から行われる援助活動の一月の報酬額の2分の1の額とし、一世帯、一月当たり2万円を限度とする。

(受給資格の認定等)

第4条 助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用者費用助成事業受給資格認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができるものとする。

(1) 申請者の児童扶養手当証書の写し又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年とする。）の所得の額等についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額について

の市町村長の証明書を含む。)

(2) 南相馬市ファミリーサポートセンター会員証の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、認定申請書を受理したときは、速やかに、対象者の受給資格を確認し、遅滞なく、ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用者費用助成事業受給資格認定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の申請等）

第5条 前条の規定により受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、助成金の支給を受けようとするときは、ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用者費用助成事業助成金支給申請書（様式第3号。以下「支給申請書」という。）に援助活動内容を記録した報告書（以下「援助活動報告書」という。）の写しを添付し、援助活動のあった日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者は、助成金の受領をまかせて会員に委任することができる。この場合において、受給資格者は援助活動を受けた日の翌月10日までに、支給申請書に援助活動報告書の写し及びひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用者費用助成事業代理受領委任状（様式第4号）を添付して市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により助成金の受領の委任を受けたまかせて会員（以下「受任者」という。）は、当該援助活動を実施した日の属する月の翌月10日までに、ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用者費用助成事業援助活動証明書兼受領承諾書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の支給申請書を受理したときは、助成の可否を決定し、速やかにその旨をひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用者費用助成事業助成金支給決定（却下）通知書（様式第6号）により受給資格者又は受任者に通知するものとする。

（変更の届出）

第6条 受給資格者は、第4条の規定により申請した事項に変更があったときは、ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用者費用助成事業変更届（様式第7号）により速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（助成金の返還）

第7条 市長は、受給資格者又は受任者が偽りその他の不正行為によりこの告示に基づく助成金の支給を受けたときは、助成した金額の全部又は一部の返還をさせる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第6条関係)